

--- 立地手順の検討 ---

立地手順の論点（案）

平成24年4月27日

埋施設設置に関する技術専門委員会

(1) 立地選定方式について

立地の選定については、手続きの透明性を確保し、公正な選定を行うことを基本とし、立地基準、手順を定め、公表するとともに、当該手順等に沿って立地の選定を行う。

立地選定方式については、

- ① 事業主体からの呼びかけに、地域から応じて頂く場合（例えば方式A, B）
- ② 国／事業主体から働きかける場合（例えば方式C, D）
- ③ 上記の方法を組み合わせる場合

等が考えられる。

- ① 呼びかけに地域から応じて頂く場合には、対象地域が応じる**意思決定までの負担を少しでも低減できる仕組み**が重要である。

--- この仕組みとしては、調査事例にあるような契約といった厳しい縛りではなく、一定の要件を備えた機関からの要請（文書、口頭を問わず）に基づき、情報提供や質問の対応を行うといったことが考えられる。

- ② 国／事業主体から働きかける場合は、働きかける先をどのように選定するかが重要である。

--- この仕組みとしては、申し入れ先の選定を例えば委員会方式等で行うか。

--- 全ての自治体、あるいは可能性のある複数の自治体に働きかけるか。

(2) 公正性・透明性の確保

立地の選定については、手続きの透明性を確保し、公正な選定を行うことを基本とし、立地基準、手順を定め、公表するとともに、当該手順等に沿って立地の選定を行う。

立地手順として方式Aが採用された事例では、検討の対象地点は地域の意思に基づいて選定された。これは、方式Aの派生形態である方式Bについても同様である。

論点1：方式Cや方式Dは、検討の対象地点を選定する根拠が必要となる。

⇒ 働きかける先をどのように選定するか。

<第2回委員会議事録案より一部抜粋>

- 自治体の首長に説明責任の負担がかかるような事態は避け、複数の候補地が同時に話題に挙げられるようにすることが必要だろう。そのためには、事業主体による発表の仕方も重要となる。
- 事業主体が自治体へ関心の有無を問い合わせるという手順も考えられるのではないか。
- その際には、手続きの透明性や公正な選定という観点から、募集要項をホームページにおいて予め公開してあることが必要である。
- 方式Cであっても、公正性がきちんと担保できるのであれば問題はないだろう。
- 我が国における高レベル放射性廃棄物処分施設の事例において、当初は公募方式を採用していたが、現在は申入れ方式も併用している点も参考になるのではないか。

(3) 自治体の負担軽減

受け入れ地域の懸念の1つは、「立地の是非の検討がそのまま立地につながるのでは？」ということではないかと考えられる。したがって、埋設事業の内容を吟味・検討することが、直ちに立地の受け入れには直結しないことを担保する方策として、一定の段階までは対象地域がいつでも協議プロセスから撤退できる仕組みを組み入れることは考慮に値する。

論点2:方式Aの場合は、受け入れの意思決定において自治体に重い負担が掛かる可能性がある。

⇒ 方式Aの派生形態である方式Bのように、関心を有する自治体を公募し、地域社会の納得性を高めつつ、協議プロセスを進めるのがよいか。

論点3:方式Cの場合でも、多少なりとも自治体には受け入れ意思決定の負担が掛かる可能性がある。

⇒ 方式Cの派生形態である方式Dのように、ただちに立地ではなく、協議したい自治体にまず協議を申し入れるのがよいか。

<第1回委員会議事録より抜粋>

- 英国における最近の立地手順事例では、地域からの関心表明を受けて、その後の立地選定を進める方式をとっている。この点は参考になるかもしれない。

<第2回委員会議事録案より一部抜粋>

- 最初のきっかけとして、自治体側から勉強会への関心を連絡頂き、それを受けて事業主体が勉強会を開催するという手順も考えられるのではないか。
- 勉強会の開催は重要である。地域の意思が高まるような状況になることが望ましい。
- そもそも、連絡頂く主体や手段をどのように定義するべきか。
- 自治体ではなく事業者が、地域へ説明するような手順を策定することが必要である。

(4) 勉強会等を行う対象について

埋設施設の立地に際しては、基本方針でも「当該地点に属する地方自治体（市区町村及び都道府県）の了解を得るものとする」と述べられていることから、地方自治体との協議を行うこととなる。

しかし、埋設事業の特徴として、一般的な工場立地等の場合に比較して、よりいっそうの地域社会の理解と受容が不可欠であるとの認識がある。

論点4: 地方自治体当局以外に、勉強会等を行う場合の対象の要件は何か。

- ⇒ 埋設施設が公的な施設であることから、個人を除く公的な団体とするか。
- ⇒ 開催の手続きはどのようにすべきか。

<第2回委員会議事録案より一部抜粋>

- 最初のきっかけとして、自治体側から勉強会への関心を連絡頂き、それを受けて事業主体が勉強会を開催するという手順も考えられるのではないか。
- そもそも、連絡頂く主体や手段をどのように定義すべきか。
- 自治体ではなく事業者が、地域へ説明するような手順を策定することが必要である。

(5) 迅速で合理的な埋設事業の推進

迅速かつ合理的に埋設事業を推進する上で、立地の対象地点を具体化するまでの期間の合理化をはかることは重要である。対象地域が埋設事業について吟味する期間を念頭に置きつつ、如何にこれを実現するかが課題となる。

論点5: 方式Aや方式Bは、事業主体からの呼びかけに地域から応じて頂く方策であり、複数地域と同時並行で協議・調整を行うのに長期間を要する可能性がある。

- ⇒ 地域社会との相互理解を確保しつつ、立地選定プロセスに要する期間を合理化するために、どのような方策が考えられるか。
- ⇒ 仮に、期間を限定する場合、どれぐらいの期間を設定するべきか。
- ⇒ 事業主体からの呼びかけに地域から応じて頂く方式（AあるいはB等）と、国／原子力機構から働きかける方式（CあるいはD等）を併用することはできるか。

<第2回委員会における議論(議事録案より一部抜粋)>

- 海外の事例を見ると、方式Bや方式Dを採用した場合には、複数の地域と同時並行で協議・調整を行うのに長期間を要している。
- 我が国における高レベル放射性廃棄物処分施設の事例において、当初は公募方式を採用していたが、現在は申し入れ方式も併用している点も参考になるのではないか。